

トマン大統領は英中ソ三国の首脳に対しマッカーサーを連合軍最高司令官に任命するについて承認を、求める書簡を送ったが、そこでは最高司令官の任務として「日本軍隊の全面降伏を受領し、調整し、実施する」と明記されていた。つまりマッカーサーの権限は、日本の降伏処理という純軍事的な性格のものとして認識され、関係諸国の承認が得られたのであった(豊下『日本占領管理体制の成立』五頁)。

こうした日本占領の特異性からして、東欧諸国において英米側が「対等の発言権」を求めてくる段階になって、スターリンが日本占領において同等の権利を要求してくることは、当然の成り行きであった。かくして、マッカーサーの管理権限をめぐる米ソ間で激しい論争が展開されていくことになった。当時両国間では戦後処理にかかわって、旧枢軸諸国との講和条約の問題、朝鮮における独立政府設立の問題、中国北部の日本軍の武装解除問題等々、多くの対立点があつたが、日本の占領管理にかかわる「日本問題」が東欧問題とリンクして、一九四五年秋の国際政治における重大な焦点となった。

なぜなら、「日本の占領における地位を求めるロシアの要請を拒否する一方で、ルーマニアとブルガリアにおける米代表のより多くの権限を追求することは困難である」と認識していたバーンズ國務長官にとって、「日本問題」こそが錯綜する困難な諸問題を解きほぐしていく「結節点」とみなされたからである(豊下『日本占領管理体制の成立』三一六頁)。こうして問題の決着は、一九四五年末のモスクワにおける英米ソ三国外相会議の場で図られることとなった。

ここでバーンズが主導して生み出された「妥協の産物」が、いわゆる「二本立て」の占領管理体制の構築であつた。つまり、東京ではマッカーサーが占領管理の執行権限を握り、彼のもとに「諮問機

関」にすぎない対日理事会が組織される一方で、ワシントンに連合国一カ国で構成される極東委員会が「日本占領の最高政策決定機関」として設置される、ということであつた。要するに、政策立案とその執行とを区分けた訳である。かくして、日本の降伏から実に四カ月近くも経過して、ようやく日本の占領管理体制を規定する国際的な協定が三大国によって締結されることになった。これがモスクワ協定である。ちなみに、マッカーサーが指令を発する場合に極東委員会の「事前の協議と承認」が必要とされる「重要問題」のなかに、「日本の憲政機構の根本的な変更」、つまりは憲法改正問題が挙げられたが、そもそもこれを導入したのは、バーンズ國務長官であつた(豊下『日本占領管理体制の成立』三〇四頁)。

### 「天皇の為になる」

さて、右のモスクワ協定において、極東委員会の発足は翌一九四六年の二月二六日と定められた。だからこそマッカーサーは二月上旬にGHQ民政局に突貫作業を命じたのであつたが、作成された憲法改正草案を受け取った吉田茂は後年になって、一九五七年二月の憲法調査会あての書簡において、問題の背景について次のように説明していた。

総司令部として、何故にこのように草案の作成をいそいだのかということは多くの人の疑問を抱くところでありますが、これについて、まず考えられるのは、元帥(マッカーサー)の天皇に対

する好感と熱意であり、元帥が天皇制の支持者であつたということでもあります。それらに関連して元帥の最も懸念したのは極東委員会との関係であつたと思います。当時極東諮問委員会が改組されて、極東委員会となり、本格的な活動が開始されようとしていたことは御承知のとおりであります。元帥としては、極東委員会が発足すれば、ただちに日本の憲法問題を採りあげることが必至であり、その結果はソ連や豪州側の意向からすれば、天皇の地位はどのようなことになるかわからない。そこで先手を打って、既成事実を作ってしまうという決意をしたものと思われるのであります。このことは、極東委員会の第一回会合が二月の下旬に開か\*れているというところから見ても十分推測することができると思いますし、また、憲法草案について、天皇の地位その他に関し、日本側と司令部側との見解がわかれた場合、先方が口癖のように言っておつたのは、司令部の意見のとおりにすることが、極東委員会あたりとの関係で、結局、天皇の為になるのである、ということでありました。(吉田茂『回想十年』第四巻、一七四頁)

この吉田書簡は、問題のありかを鮮明に物語っている。一九四六年二月下旬に開催される極東委員会が「ただちに日本の憲法問題を採りあげることが必至」という情勢において、マッカーサーは「先手を打って、既成事実を作ってしまう」と事を急いだのであり、その動機はマッカーサーの「天皇に対する好感と熱意」であり、草案の作成は何よりも「天皇の為になる」というところにあつた。

とすれば、天皇制維持の立場にたつならば、「押しつけ」を批判するどころか、マッカーサーに心

からの「感謝」を捧げて然るべきであろう。あるいは、「私の手を離れてしまった」と述べたようにマッカーサーがいかなる対応もとらず、問題が極東委員会に委ねられた方が良かったのであろうか。あるいは、昭和天皇も反対した松本案で「中央突破」をはかるべきであつたのか。さらに言えば、日本は極東委員会という枠組みそのものを拒否すべきであつたのであろうか。しかし、「イタリア方式」に始まり、冷戦の予兆を思わせる米ソ対立という複雑な国際政治の動向のなかで、とにかくも三大国間の国際協定で定められた極東委員会を、日本はいかに拒絶できたのであろうか。

このように見てくるならば、いわゆる「押しつけ」論は、当時の緊迫した内外情勢のなかで、いかに昭和天皇の地位を護り、いかに天皇制の維持を確保すべきであつたかという、具体的で実証的な分析を欠いた「情念論」にすぎないと言わざるを得ない。

### 問われる「主体性」の問題

ところで、問題のありかを考えるうえで、二〇一五年四月二十九日の米上下両院合同会議における安倍晋三首相の演説はきわめて興味深い。そこで首相は、「日本にとって、アメリカとの出会いとは、すなわち民主主義との遭遇でした。出会いは一五〇年以上前にさかのぼり、年季を経ています」と述べた。とすれば日本は、占領期に新たに米国の民主主義との「遭遇」を果たしたのではなかつたらうか。先に述べた一九四五年一〇月のGHQによる人権指令や五大改革指令は、この「遭遇」の典型例であろう。思想・宗教・言論・集会の自由を制限している一切の法令の廃止と関係諸組織の解体、あ